

令和8年度湯川村会計年度任用職員選考試験受験案内 (文化財関係)

この試験で募集する会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき採用される一会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の範囲内の任期で任用される職員です。

1 申込受付期間 令和8年9月1日（火）～ 同年9月16日（水）

- 受付は、役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで行います。
（土曜・日曜・祝祭日は除きます。）
- 郵送による申込みは9月15日（火）の消印のあるものまで受付けます。

2 試験職種及び採用予定人員

試験職種	採用 予定 人員	職務内容	勤務を要する日時
労務員① 【発掘作業員】 (パートタイム)	4名	屋外での発掘調査の補助 (土砂の掘削・運搬) その他付随する業務	月曜～金曜 午前9時～午後4時 (1日6時間・週3日勤務)
労務員② 【発掘作業員】 (パートタイム)	1名	屋外での発掘調査及び室内 での整理作業の補助 (土砂の掘削・運搬・遺物整理) その他付随する業務	月曜～金曜 午前9時～午後4時 (1日6時間・週3日以内勤務)

3 雇用期間

試験職種	雇用期間
労務員① 【発掘作業員】	令和8年11月24日～令和8年12月18日の うちの10日間
労務員② 【発掘作業員】	令和8年10月26日～令和8年12月25日

4 受験資格

試験職種	受験資格
労務員① 【発掘作業員】	満18歳以上の、湯川村への通勤、かつ野外作業が可能で、健康な方
労務員② 【発掘作業員】	野外作業が可能で、かつ、表計算入力や画像加工などのパソコン操作ができる方

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 本村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験の方法

試験種目	内 容
面接試験	対象職種の会計年度任用職員として必要な知識の有無、資質を総合的に評価する試験

6 試験の期日、場所及び発表

試 験 職 種	期 日	試 験 会 場
労 務 員①・② 【発掘作業員】 (パートタイム)	令和8年9月24日(木)	湯川村公民館 湯川村大字清水田字長瀬 17番地

※各種試験の時間については、募集人員が確定次第申込者にご連絡いたします。

7 合格者の採用

- (1) 成績順に採用する者を決定します。

8 給与等

- (1) 1月あたりに支給される給与（報酬）については、経験年数を考慮したうえで以下の範囲で支給します。

このほかに、通勤手当等を、それぞれ支給条件に応じて支給します。

職 種	給与（報酬）の目安
労 務 員①・② 【発掘作業員】	時給：1,225円

- (2) 信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等地方公務員法の規定の適用を受けます。

また、分限及び懲戒についても同様の取り扱いとなります。営利企業等への従事(兼業)については、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の観点から、制限する場合があります。

9 受験手続

- (1) 申込用紙の請求

- ① 申込用紙の請求は、「湯川村教育委員会 社会教育課 (湯川村公民館)」へ直接請求してください。
- ② 郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「採用試験(会計年度任用職員(職種名:〇〇〇))用紙請求」と朱書き、110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

- (2) 申込の方法

- ① 事前に電話連絡で受付いたします。
- ② 申込用紙に必要事項を記入して「湯川村教育委員会」に提出してください。
- ③ 申込書を郵送する場合は、その表に「採用試験(会計年度任用職員(職種名:〇〇〇))申込」と朱書きして送付してください。

10 その他

- (1) この試験に関し不明な点は、以下へお問い合わせ下さい。

《お問い合わせ先》

〒969-3593 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地
湯川村教育委員会社会教育課(湯川村公民館内)

TEL:(0241) 27-4107 FAX:(0241) 27-8826

Eメールアドレス:syakai@vill.yugawa.fukushima.jp

湯川村ホームページアドレス

<http://www.vill.yugawa.fukushima.jp>